

村山市監査委員公告 第 17 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 28 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監 査 の 対 象 建設課
2. 監 査 の 期 間 令和 6 年 10 月 16 日から令和 6 年 10 月 28 日まで
3. 監 査 の 範 囲 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監 査 の 方 法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監 査 の 着 眼 点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

### 【指摘事項】

■令和6年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱の見直し

当該要綱について検討したところ、「村山市リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書」(様式第4号)、「村山市リフォーム支援事業費補助金交付変更決定通知書」(様式第6号)及び「村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の額の確定通知書」(様式第8号)については、村山市文書管理規程等で定める様式と相違しており見直しを要すると認められる。

- ・補助金要綱に定められている上記の決定通知書及び確定通知書(様式第4号、様式第6号及び様式第8号)については、村山市文書管理規程第27条第2項において、本文末尾に主管課係名の付記が規定されているが、これに則っていない。
- ・補助金要綱に定められている確定通知書(様式第8号)について、施行等年月日、文書発信者の表示位置が村山市で定める基本書式に則っていない。

### 【注意事項】

前年度に実施した定例監査に係る講評において【注意事項】または【口頭注意】とした案件について検討したところ、定例監査後に受理されたものに関しては適正に処理されているものの、定例監査前に受理されたものについては、前年と同様の誤りが認められた。

定例監査等は、監査する対象期間を明示して実施しており、前年度の監査対象期間以降の事務処理に関しては、当然に監査の結果を受けて実施されるべきものであり、極めて遺憾である。

■令和5年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付事業事務処理〔6件〕

■令和5年度村山市小型除雪機購入費補助金交付事業事務処理(3件)